

健康管理手帳の交付対象業務へのオルトートルイジンの追加

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要)

1 改正の趣旨

- 健康管理手帳制度は、労働安全衛生法第67条に基づき、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、一定の要件を満たす者について、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、無償で健康診断を実施する制度。
- 今般、「平成30年度第1回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」(平成30年12月3日)において、健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジンを製造し、又は取り扱う業務を追加すること等について、「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」(平成7年12月4日付け労働省検討会報告)に示された、健康管理手帳交付対象業務に係る基本的考え方(※)に照らして検討を行ったところ、

(※) 健康管理手帳交付対象業務に係る基本的考え方

- ①当該物質等について重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること。
- ②当該物資等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)が業務に起因する疾病として認められていること。
- ③当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること。

①については、労働安全衛生法施行令等により、特定化学物質に指定されている

②については、業務に起因する膀胱がんが業務上疾病と認められる予定である

③については、業務に起因する疾病として高い確率で労災認定されている

ことから、これらの3要件を満たすとされたことを受け、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則を改正するもの。

2 改正の内容

- 健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務を追加する。
- また、健康管理手帳の交付対象要件を、オルトートルイジン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務に5年以上従事した経験を有することとする。

3 施行期日

- 平成31年4月上旬(予定)